

四日市市組織機構の改編に伴う整備規則をここに公布する。

平成27年3月31日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第32号

四日市市組織機構の改編に伴う整備規則

(四日市市災害対策本部に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 四日市市災害対策本部に関する条例施行規則(平成20年四日市市規則第62号)の一部を次のように改正する。

改正後				
別表第1(第5条及び第6条関係)				
部名	部長	班名	班長	所掌事務
危機管理監	危機管理監	統括班	危機管理室長	1 から 3 まで (略) 4 <u>本部長命令の伝達に関する</u> <u>と。</u> 5 (略) 6 (略) 7 <u>自主防災組織への支援に関する</u> <u>こと。</u> 8 <u>通信機器の管理運用に関する</u> <u>こと。</u> 9 <u>備蓄の保管管理に関する</u> <u>と。</u> 10 <u>災害救助法(昭和22年法</u> <u>律第118号)に係る事務の統</u> <u>括に関すること。</u>
(略)				
政策	政策推	秘書班	秘書課長	1 (略)

		中央連絡班 報道広報班	東京事務所 長 広報広聴課 長	3 (略) 4 <u>政府その他中央機関への陳情 に関すること。</u> 5 <u>国、県等に対する陳情及び要 望事項の取りまとめに関するこ と。</u> 6 (略) 7 (略) 8 (略) 9 (略) 10 (略) 11 (略) 12 <u>復興計画の策定に関するこ と。</u> 13 <u>部の所管する施設の災害防 御及び被害調査に関すること。</u>
総務 部	総務部 長	<u>総務班</u> 人事班 記録班 協力班 協力班 協力班 協力班 調達契約班	総務課長 人事課長 IT推進課長 職員研修所 長 検査室長 人権・同和 政策課長 人権センタ ー所長 調達契約課 長	1 (略) 2 <u>県への被害状況の報告に関す ること。</u> 3 (略) 4 (略) 5 (略) 6 (略) 7 <u>部の所管する施設の災害防 御及び被害調査に関すること。</u>
財政 経営 部	財政経 営部長	財政経営班 第1避難対	財政経営課 長 収納推進課	1 (略) 2 (略) 3 (略)

		策班 第2避難対策班 第3避難対策班 管財班	長 市民税課長 資産税課長 管財課長	4 <u>被害家屋の調査の実施に関すること。</u> 5 (略) 6 (略) 7 (略) 8 部の所管する施設の災害防御及び被害調査に関すること。
市民文化部	市民文化部長	地域広報班 地域広報協力班 市民班 文化振興班	市民生活課長 (市民生活課) (市民協働安全課) 男女共同参画課長 市民課長 文化振興課長	1 (略) 2 <u>避難者の誘導に関すること。</u> 3 <u>地域及び市民に対する災害広報に関すること。</u> 4 <u>罹災証明その他災害に係る証明に関すること。</u> 5 (略) 6 (略) 7 (略) 8 部の所管する施設の災害防御及び被害調査に関すること。
健康福祉部	健康福祉部長	健康福祉総務班 医療保健班	健康福祉課長 (健康福祉課) (保護課) (介護・高齢福祉課) (障害福祉課) 健康づくり課長 (健康づくり課)	1 <u>被災者に対する救助物資、義援金、義援物資及び応急給食の計画並びに給与に関すること。</u> 2 <u>災害時要援護者の安全確保に関すること。</u> 3 <u>ボランティアの受け入れ及び総合調整に関すること。</u> 4 (略) 5 (略) 6 (略) 7 (略) 8 <u>医療救護所の設置に関すること。</u>

		衛生班	<p>(保健予防課)</p> <p>(保険年金課)</p> <p>衛生指導課長</p> <p>(衛生指導課)</p> <p>(食品衛生検査所)</p>	<p>9 (略)</p> <p>1.0 被災者の栄養調査及び指導に関すること。</p> <p>1.1 (略)</p> <p>1.2 (略)</p> <p>1.3 (略)</p> <p>1.4 (略)</p> <p>1.5 (略)</p> <p>1.6 部の所管する施設の災害防御及び被害調査に関すること。</p>
こども未来部	こども未来部長	こども健康福祉班	<p>こども未来課長</p> <p>(こども未来課)</p> <p>(こども保健福祉課)</p> <p>(あけぼの学園)</p> <p>(保育幼稚園課)</p>	<p>1 臨時託児所に関すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 被災児童の栄養調査及び指導に関すること。</p> <p>4 被災児童の健康管理及び精神保健活動に関すること。</p> <p>5 災害に伴う応急教育に関すること。</p> <p>6 被災児の保健管理に関すること。</p> <p>7 部の所管する施設の災害防御及び被害調査に関すること。</p>
商工農水部	商工農水部長	<p>商業勤労班</p> <p>工業振興班</p> <p>農水振興班</p>	<p>商業勤労課長</p> <p>(商業勤労課)</p> <p>(観光推進課)</p> <p>工業振興課長</p> <p>農水振興課</p>	<p>1から3まで (略)</p> <p>4 耕地及び農業用施設の被害調査に関すること。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 部の所管する施設の災害防御及び被害調査に関すること。</p>

		けいりん事業班	長 けいりん事業課長	
環境部	環境部長	環境保全班 消毒清掃統括班 第1ごみ収集班 第2ごみ収集班 埋立班 焼却班	環境保全課長 生活環境課長 (生活環境課) (新ごみ処理施設整備課) 南部清掃事業所長 北部清掃事業所長 南部埋立処分場長 北部清掃工場長	1 (略) 2 被災地の消毒に関すること。 3 (略) 4 (略) 5 (略) 6 (略) 7 (略) 8 (略) 9 部の所管する施設の <u>災害防御</u> 及び被災調査に関すること。
都市整備部	都市整備部長	都市計画班 建築指導班 開発審査班 道路整備班 市街地整備・公園班	都市計画課長 建築指導課長 開発審査課長 道路整備課長 市街地整備・公園課長	1 から 9 まで (略) 10 部の所管する施設の <u>災害防御</u> 、被害調査及び応急復旧に関すること。

		河川排水班 管理班 用地班 営繕工務班 市営住宅班	河川排水課長 道路管理課長 用地課長 営繕工務課長 市営住宅課長	
(略)				
会計管理室	会計管理者	経理班	会計管理室長	1 (略) 2 <u>他の部の業務の応援に関する</u> <u>こと。</u>
消防本部	消防長	警防本部	指令班 消防班 総務班 予防班	1 から 8 まで (略) 9 <u>部の所管する施設の災害防御</u> <u>及び被害調査に関する</u> <u>こと。</u>
		現地本部 (各消防署)	消防班 指導班	各消防署、 分署長

上下水道局	上下水道事業管理者	総務班 調査班 施設管理班 給水班 第1水道復旧班 第2水道復旧班 下水管路管理班	総務課長 経営企画課長 施設課長 お客様センター所長 水道建設課長 水道維持課長 下水建設課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>水源施設の災害防御、被害調査及び応急復旧に関すること。</u> 2 <u>水道管等配水施設の災害防御、被害調査及び応急復旧に関すること。</u> 3 <u>水質の管理に関すること。</u> 4 <u>応急給水の計画及び実施に関すること。</u> 5 <u>公共下水道施設の災害防御、被害調査及び応急復旧に関すること。</u>
市立四日市病院	病院事務長	総務班 医事班 施設管理班	病院・総務課長 病院・医事課長 病院・施設課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>地域災害拠点病院としての医療提供に関すること。</u>
教育委員会	教育長	教育総務班 第1教育施設班 第2教育施設班 第1学校教育班 第2学校教育班 人権教育班 社会教育班	教育総務課長 教育施設課長 スポーツ課長 学校教育課長 指導課長 人権・同和教育課長 社会教育課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>教育施設及び設備の災害防御及び被害調査に関すること。</u> 2 から 7 まで （略） 8 <u>文化財の災害防御及び被害調査に関すること。</u>

		教育支援班	長 教育支援課 長	
(略)				
備考				
1 統括班及び <u>総務班</u> の班員は、相互にこれを兼ねるものとする。				
2 (略)				

改正前				
別表第1(第5条及び第6条関係)				
部名	部長	班名	班長	所掌事務
危機 管理 監	危機管 理監	統括班	危機管理室 長	1 から 3 まで (略) 4 (略) 5 (略)
(略)				
政策 推進 部	政策推 進部長	秘書班 本部連絡班 中央連絡班 報道広報班	秘書課長 政策推進課 長 東京事務所 長 広報広聴課 長	1 (略) 2 <u>災害視察者及び見舞者の接 遇に関する</u> こと。 3 (略) 4 <u>本部長命令の伝達に関する こと。</u> 5 (略) 6 (略) 7 (略) 8 (略) 9 (略) 10 (略) 11 部の所管する施設の被害 調査及び <u>災害防御</u> に関するこ と。
総務	総務部	総務・通信	総務課長	1 通信機器の管理運用に關す

	部 長	班 人事班 記録班 協力班 協力班 協力班 協力班 調達契約班	人事課長 IT推進課長 職員研修所 長 検査室長 人権・同和 政策課長 人権センタ ー所長 調達契約課 長	<u>ること。</u> <u>2</u> (略) <u>3</u> <u>知事への被害状況の報告に</u> <u>関すること。</u> <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> <u>部の所管する施設の被害調</u> <u>査及び災害防御に関するこ</u> <u>と。</u>
財政 経営 部	財政経 営部長	財政経営班 第1避難対 策班 第2避難対 策班 第3避難対 策班 管財班	財政経営課 長 収納推進課 長 市民税課長 資産税課長 管財課長	<u>1</u> <u>国、県等に対する陳情及び</u> <u>要望事項の取りまとめに関す</u> <u>ること。</u> <u>2</u> <u>政府、政党その他中央機関</u> <u>への陳情に関すること。</u> <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> <u>避難者の誘導に関するこ</u> <u>と。</u> <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略) <u>10</u> <u>部の所管する施設の被害</u> <u>調査及び災害防御に関するこ</u> <u>と。</u>
市民 文化 部	市民文 化部長	地域広報班 地域広報協	市民生活課 長 男女共同参	<u>1</u> (略) <u>2</u> <u>地域住民に対する災害広報</u> <u>に関すること。</u>

		力班 市民班 文化振興班	画課長 市民課長 文化振興課長	<u>3</u> <u>り災証明</u> その他災害に係る証明に関すること。 <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> 部の所管する施設の被害調査及び災害防御に関すること。
健康福祉部	健康福祉部長	健康福祉総務班 医療保健班 衛生班	健康福祉課長 (健康福祉課) (保護課) (介護・高齢福祉課) (障害福祉課) 健康づくり課長 (健康づくり課) (保健予防課) (保険年金課) 衛生指導課長 (衛生指導課) (食品衛生検査所)	<u>1</u> 災害救助法に関すること。 <u>2</u> (略) <u>3</u> (略) <u>4</u> <u>被災者に対する救助物資、義援物資及び応急給食の計画並びに給与に関すること。</u> <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> <u>救護所の設置に関すること。</u> <u>8</u> (略) <u>9</u> <u>り災者の栄養調査及び指導に関すること。</u> <u>10</u> (略) <u>11</u> (略) <u>12</u> (略) <u>13</u> (略) <u>14</u> (略) <u>15</u> 部の所管する施設の被害調査及び災害防御に関すること。

こども未来部	こども未来部長	こども健康福祉班	こども未来課長 (こども未来課) (こども保健福祉課) (あけぼの学園) (保育幼稚園課)	<p>1 <u>被災児童の健康管理及び精神保健活動に関すること。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>臨時託児所に関すること。</u></p> <p>4 部の所管する施設の被害調査及び災害防御に関すること。</p>
商工農水部	商工農水部長	商業勤労班 工業振興班 農水振興班 けいりん事業班	商業勤労課長 工業振興課長 農水振興課長 けいりん事業課長	<p>1 から 3 まで (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 部の所管する施設の被害調査及び災害防御に関すること。</p>
環境部	環境部長	環境保全班	環境保全課長	<p>1 (略)</p> <p>2 <u>被災地の消毒及び防疫に関</u></p>

		埋立班		南部埋立処 分場長	と。
		焼却班		北部清掃工 場長	
都市 整備 部	都市整 備部長	都市計画班		都市計画課 長	1 から 9 まで (略)
		建築指導班		建築指導課 長	<u>1 0 被害家屋調査の実施に関 すること。</u>
		開発審査班		開発審査課 長	<u>1 1 部の所管する施設の被害 調査及び災害防御及び応急復 旧に関すること。</u>
		道路整備班		道路整備課 長	
		市街地整 備・公園班		市街地整 備・公園課 長	
		河川排水班		河川排水課 長	
		管理班		道路管理課 長	
		用地班		用地課長	
		営繕工務班		営繕工務課 長	
		市営住宅班		市営住宅課 長	
(略)					
会計 管理 室	会計管 理者	経理班		会計管理室 長	1 (略)
消防 本部	消防長	警防本 部	指 令 班	消防本部・ 情報指令課 長	1 から 8 まで (略) 9 部の所管する施設の被害調 査及び災害防御に関するこ

			消防班 総務班 予防班	消防本部・ 消防救急課長 消防本部・ 総務課長 消防本部・ 予防保安課長	と。
		現地本部 (各消防署)	消防班	各消防署、 分署長	
上下水道局	上下水道事業 管理者	総務班 調査班 施設管理班 給水班 第1水道復旧班 第2水道復旧班 下水管路管理班	総務課長 経営企画課長 施設課長 お客様センター所長 水道建設課長 水道維持課長 下水建設課長	<u>1 人員体制の確保及び応援受入れに関すること。</u> <u>2 上下水道施設の被害情報収集、状況分析及び復旧計画に関すること。</u> <u>3 上下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。</u> <u>4 断水区域の飲料水供給に関すること。</u> <u>5 水道管路被害調査及び応急復旧に関すること。</u> <u>6 断水地域の情報収集、資材の調達及び応急給水に関すること。</u> <u>7 下水管路被害調査及び応急復旧に関すること。</u>	
市立四日	病院事務長	総務班	病院・総務課長	<u>1 救急患者の収容及び診療助産に関すること。</u>	

市病院		医事班 施設管理班	病院・医事課長 病院・施設課長	2 <u>医療材料の調達及び供給に関すること。</u> 3 <u>その他病院に関すること。</u>
教育委員会	教育長	教育総務班 第1教育施設班 第2教育施設班 第1学校教育班 第2学校教育班 人権教育班 社会教育班 教育支援班	教育総務課長 教育施設課長 スポーツ課長 学校教育課長 指導課長 人権・同和教育課長 社会教育課長 教育支援課長	1 教育施設及び設備の被害調査及び災害防御に関すること。 2 から7まで (略) 8 <u>文化財の被害調査及び災害防御に関すること。</u>
(略)				
備考				
1 統括班及び総務・通信班の班員は、相互にこれを兼ねるものとする。				
2 (略)				

改正後			
別表第2(第12条関係)			
分隊名	担当区域	分隊長	分隊員
(略)			
楠分隊	楠地区	楠地区市民センター館長	市長特命

改正前			
別表第 2 (第 1 2 条関係)			
分隊名	担当区域	分隊長	分隊員
(略)			
楠分隊	楠地区	楠総合支所長	市長特命

改正後		
別表第 3 (第 1 3 条関係)		
種別	配備体制	配備時期
注意体制	関係部局において必要最小限の人員を配置し、主として情報収集、連絡活動等を行い、状況により警戒体制に迅速に移行できる体制	1 (略) 2 市内を含む地域に次の注意報のいずれかが発表され、市長が必要と認めたとき。 (1)及び(2) (略) 3 及び 4 (略)

改正前		
別表第 3 (第 1 3 条関係)		
種別	配備体制	配備時期
注意体制	関係部局において必要最小限の人員を配置し、主として情報収集、連絡活動等を行い、状況により警戒体制に迅速に移行できる体制	1 (略) 2 市内を含む地域に次の警報又は注意報のいずれかが発表され、市長が必要と認めたとき。 (1)及び(2) (略) 3 及び 4 (略)

改正後		
別表第 5 (第 1 3 条及び第 1 4 条関係)		
区分		配備基準
警戒体制	警戒初動	各部で対応に必要な職員数及び地区市民センター 1 人
	第 1 次	各所属 1 人以上、地区市民センター 1 人及び緊急部員
	第 2 次	各所属 (地区市民センターを含む) の 1 / 3 程度
	第 3 次	各所属 (地区市民センターを含む) の 1 / 2 程度
(略)		

改正前		
別表第 5 (第 1 3 条及び第 1 4 条関係)		
区分		配備基準
警戒体制	警戒初動	各部で対応に必要な職員数、地区市民センター及び楠総合支所 1 人
	第 1 次	各所属 1 人以上、地区市民センター及び楠総合支所 1 人、緊急部員
	第 2 次	各所属 (地区市民センター及び楠総合支所を含む) の 1 / 3 程度
	第 3 次	各所属 (地区市民センター及び楠総合支所を含む) の 1 / 2 程度
(略)		

(四日市市中核市推進室に関する規則の一部改正)

第 2 条 四日市市中核市推進室に関する規則 (平成 2 0 年四日市市規則第 1 3 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>特例市等の大都市制度に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(3) (略)</p>

(四日市市パブリックコメント手続条例施行規則の一部改正)

第3条 四日市市パブリックコメント手続条例施行規則(平成17年四日市市規則第72号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(計画等の案等の公表方法)</p> <p>第2条 条例第4条第3項に規定する計画等の案等の公表及び条例第7条第3項に規定する提出された意見の内容等の公表は、次の各号に掲げる方法によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 計画等の担当課、市政情報センター及び地区市民センターの窓口での閲覧又は配布</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(計画等の案等の公表方法)</p> <p>第2条 条例第4条第3項に規定する計画等の案等の公表及び条例第7条第3項に規定する提出された意見の内容等の公表は、次の各号に掲げる方法によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 計画等の担当課、市政情報センター、<u>楠総合支所</u>及び地区市民センターの窓口での閲覧又は配布</p> <p>(3) (略)</p>

(四日市市役所庁舎の庁内取締りに関する規則の一部改正)

第4条 四日市市役所庁舎の庁内取締りに関する規則(昭和35年四日市市規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(目的)

第 1 条 この規則は、四日市市役所本庁庁舎、総合会館、北館、本町プラザ及び各地区市民センター庁舎（附属建物、施設及びその敷地を含む。以下「庁舎」という。）の取締りについて、必要な事項を定め、庁舎内の秩序の維持及び職員の安全の保持を図り、もって公務の適正な執行及び運営を図ることを目的とする。

(目的)

第 1 条 この規則は、四日市市役所本庁庁舎、総合会館、北館、本町プラザ、楠総合支所庁舎及び各地区市民センター庁舎（附属建物、施設及びその敷地を含む。以下「庁舎」という。）の取締りについて、必要な事項を定め、庁舎内の秩序の維持及び職員の安全の保持を図り、もって公務の適正な執行及び運営を図ることを目的とする。

(四日市市連絡員設置規則の一部改正)

第 5 条 四日市市連絡員設置規則（平成 11 年四日市市規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職務)</p> <p>第 6 条 連絡員は、市民生活課長（<u>地区市民センター（中部地区市民センターを除く。）</u>管内にあっては地区市民センター館長）の命を受け、次の各号に掲げる市民との連絡事務に従事する。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(服務)</p> <p>第 7 条 連絡員の服務については、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 連絡員は、週 1 回以上本庁（<u>地区市民センター（中部地区市民セ</u></p>	<p>(職務)</p> <p>第 6 条 連絡員は、市民生活課長（<u>地区市民センター管内にあっては地区市民センター館長、楠総合支所管内にあっては楠総合支所長。以下同</u>じ。）の命を受け、次の各号に掲げる市民との連絡事務に従事する。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(服務)</p> <p>第 7 条 連絡員の服務については、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 連絡員は、週 1 回以上本庁（<u>地区市民センター管内にあっては地</u></p>

<p>ンターを除く。)管内にあっては 地区市民センター)に登庁し、出 勤簿に自ら押印するものとする。 ただし、市民生活課長が特別な事 由があると認める場合は、この限 りでない。 (2)から(7)まで (略) 2 (略)</p>	<p>区市民センター、楠総合支所管内 にあっては楠総合支所)に登庁 し、出勤簿に自ら押印するもの とする。ただし、市民生活課長が特 別な事由があると認める場合は、 この限りでない。 (2)から(7)まで (略) 2 (略)</p>
---	---

(四日市市印鑑条例施行規則の一部改正)

第6条 四日市市印鑑条例施行規則(昭和59年四日市市規則第12号)の一部
を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(申請及び届出) 第2条 条例及び規則による届、申請 書等は、市役所市民課、地区市民セ ンター及び市民窓口サービスセンタ ーに提出しなければならない。</p>	<p>(申請及び届出) 第2条 条例及び規則による届、申請 書等は、市役所市民課、楠総合支 所、地区市民センター及び市民窓口 サービスセンターに提出しなければ ならない。</p>

(四日市地域総合会館あさけプラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一
部改正)

第7条 四日市地域総合会館あさけプラザの設置及び管理に関する条例施行規則
(昭和59年四日市市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第6号様式及び第7号様式を次のように改める。

第6号様式 (第9条関係)

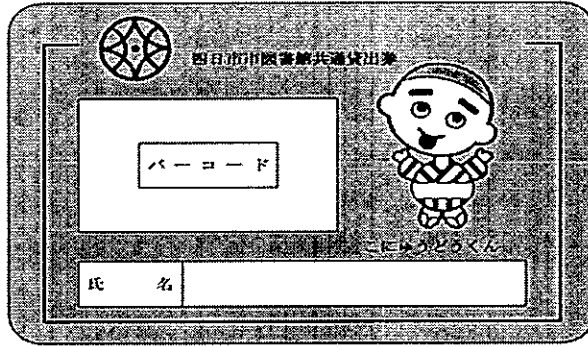
四日市地域総合会館															
個人貸出申込書															
あさけプラザ図書館 (太線の中だけ記入してください)										システム 入力者					
利用者コード				登録日											
ふりがな						〒									
氏名															
住所 (すんでいるところ)						市		町		丁目		番		号	
生年月日		年		月		日		生		自宅() 電話局番		番			
学校名 または 勤務先						勤務先電話番号() -						携帯電話		-	
ネット予約用 パスワード						・希望する ・希望しない						保護者 氏名			
												確認		免・保・身・学・ 住・電・その他	

第7号様式（第9条関係）

第7号様式（第9条関係）

(表)

(表)



(裏)

※この貸出券は下記の施設で利用できます。
 ※本を借りるときは、この貸出券をお持ちください。
 ※貸出券の利用責任は記名者本人にかかります。
 ※この貸出券をなくしたとき、住所・氏名などが変わったときはお知らせください。
 ※この券を拾得された方は、下記の施設までご連絡ください。

四日市市立図書館及び自動車文庫	☎059-352-5108
あさけプラザ図書館	☎059-363-0102
楠交流会館図書室	☎059-397-2277
四日市公署と環境未来館	☎059-354-8065

(四日市市楠交流施設条例施行規則の廃止)

第 8 条 四日市市楠交流施設条例施行規則 (平成 1 7 年四日市市規則第 1 2 号) は、廃止する。

(四日市市観光推進室に関する規則の廃止)

第 9 条 四日市市観光推進室に関する規則 (平成 2 3 年四日市市規則第 1 7 号) は、廃止する。

(四日市市都市計画まちづくり条例施行規則の一部改正)

第 1 0 条 四日市市都市計画まちづくり条例施行規則 (平成 1 9 年四日市市規則第 5 6 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(地区まちづくり構想における地区の定義)</p> <p>第 9 条 条例第 1 8 条に規定する地区とは、一連のコミュニティが形成されている小学校区又は地区市民センターの所管する区域など従来から一体的な地域社会活動が行われている一定の広がりを持った区域とする。</p>	<p>(地区まちづくり構想における地区の定義)</p> <p>第 9 条 条例第 1 8 条に規定する地区とは、一連のコミュニティが形成されている小学校区又は地区市民センター若しくは楠総合支所の所管する区域など従来から一体的な地域社会活動が行われている一定の広がりを持った区域とする。</p>

(四日市市公共交通推進室に関する規則の一部改正)

第 1 1 条 四日市市公共交通推進室に関する規則 (平成 2 6 年四日市市規則第 2 0 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(分掌事務)</p> <p>第 3 条 室の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第 3 条 室の分掌事務は、次のとおりとする。</p>

(1)から(4)まで (略)	(1)から(4)まで (略)
<u>(5) 主管工事の設計及び施行に関すること。</u>	
<u>(6) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。</u>	
(7) (略)	(5) (略)

(四日市市会計規則の一部改正)

第 1 2 条 四日市市会計規則 (昭和 3 9 年四日市市規則第 2 5 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(財務会計システムによる事務)</p> <p>第 1 6 7 条 この規則の規定により行うこととされている金銭出納その他の会計事務は、原則として財務会計システムを利用する。ただし、四日市市市立図書館、あさけプラザ図書館、<u>楠交流会館図書室及び四日市公害と環境未来館</u>に存する貸出用の図書並びに四日市市立博物館の収蔵品 (第 1 1 7 条に定める重要な物品を除く。) にかかる備品管理についてはこの限りでない。</p> <p>2 から 4 まで (略)</p>	<p>(財務会計システムによる事務)</p> <p>第 1 6 7 条 この規則の規定により行うこととされている金銭出納その他の会計事務は、原則として財務会計システムを利用する。ただし、四日市市市立図書館、あさけプラザ図書館、<u>楠公民館図書室及び環境学習センター</u>に存する貸出用の図書並びに四日市市立博物館の収蔵品 (第 1 1 7 条に定める重要な物品を除く。) にかかる備品管理についてはこの限りでない。</p> <p>2 から 4 まで (略)</p>

改正後				
別表第 1 (第 4 条の 3 及び第 4 条の 5 関係)				
(略)				
設置箇所	出納員になるべき	現金取扱員になる	物品取扱員となるべき者	審査補助員となるべき者

	者	べき者		
市長の事務部 局の各課 (室、園)	課(室、 園)長		所属の長が指名し た庶務担当の係長 相当職以上の職員	所属の長が指名し た庶務担当の係長 相当職以上の職員
教育委員会の 事務部局の各 課	課長			
(略)				
あさけプラザ	館長			
四日市公害と 環境未来館	館長			
多文化共生推 進室	市民生活 課長	室長		
(略)				

改正前				
別表第1(第4条の3及び第4条の5関係)				
(略)				
設置箇所	出納員に なるべき 者	現金取扱 員になる べき者	物品取扱員となる べき者	審査補助員となる べき者
市長の事務部 局の各課 (室、園)	課(室、 園)長		所属の長が指名し た庶務担当の係長 相当職以上の職員	所属の長が指名し た庶務担当の係長 相当職以上の職員
楠総合支所	支所長			
教育委員会の 事務部局の各 課	課長			
(略)				
あさけプラザ	館長			

多文化共生推 進室	市民生活 課長	室長		
(略)				

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(総務部総務課)